



熊本県公報

第 1 2 2 9 5 号
平成 26 年 3 月 4 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2

公 告

- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 2
- 土地改良事業計画…………… (//) 2
- 土地改良区の定款変更認可…………… (//) 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 公的個人認証サービスに係る情報提供手数料の額の承認…………… (情報企画課) 3
- 公的個人認証サービスの電子証明書発行手数料の額の承認…………… (//) 3
- 平成 26 年二級建築士試験の実施…………… (建築課) 4
- 平成 26 年木造建築士試験の実施…………… (//) 5

登 載 依 頼

- 平成 25 年度八代地域保健医療推進協議会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会) 6
- 平成 25 年度熊本県後発医療品安心使用・啓発協議会 (第 2 回) の開催…………… (熊本県後発医療品安心使用・啓発協議会) 7

告 示

熊本県告示第 155 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 26 年 3 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 26 年 3 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字底原 5065番2地先から 同所 5065番3地先まで	前	7.1 ～ 9.3	13.9	道路施設修繕工事のため
			後	7.1 ～ 8.2		

2 区域を変更する期日 平成 26 年 3 月 4 日

熊本県告示第 156 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 26 年 3 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 26 年 3 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	菊池鹿北	山鹿市菊鹿町大字山内字原		12.5		災害防

線	2493番4地先から 山鹿市菊鹿町大字山内字高石 2450番2地先	前	～ 52.0	21.3	除
		後	12.5 ～ 52.0	21.3	

2 区域を変更する期日 平成26年3月4日

熊本県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	津留鹿本線	山鹿市久原字底原 5067番1地先から 山鹿市蒲原字福原 131番1地先まで	159.0	単道施

2 供用を開始する期日 平成26年3月4日

公 告

熊本県公告第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営甲畠口地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営甲畠口地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年3月5日から平成26年4月2日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営甲畠口地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営甲畠口地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年3月5日から平成26年4月2日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第107号

菊池市に事務所を置く七城町土地改良区理事長緒方奨から平成26年2月4日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年2月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成26年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市小川町河江字前田193番2、同207番、同208番、同209番、同210番、同211番、同南部田字釘町597番並びに里道及び水路
6,708.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市小川町南海東2030
社会福祉法人 日岳会

熊本県公告第109号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）第3条第3項の規定により次のお知らせに関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本県規則第1号）第6条の規定により公告する。
平成26年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 情報提供手数料
情報提供手数料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）以下「公的個人認証法」という。）第17条第1項第1号に掲げる者で、行政手続における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続IT利用法」という。）第2条第2号のハに掲げるもの無料
(2) 公的個人認証法第17条第1項第1号に掲げる者で行政手続IT利用法第2条第2号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び公的個人認証法第17条第1項第2号に掲げる者 次のア又はイに掲げる手数料の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
ア CRL提供方式及びOCSP提供方式による失効情報の提供に係る手数料 次の額
(ア) から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額
(ア) 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合 年間3,500,000円（以下「年額」という。）
(イ) 1年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合 事務費用（年間100,000円）及び年額を200で除して1,000円未満を切り上げた額に取得した期間の日数を乗じて得た額の合計額
(ウ) (ア)及び(イ)とともに特定の都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合 事務費用（年間100,000円）並びに(ア)及び(イ)により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に当該都道府県認証局数を47で除して得た数を乗じて得た額の合計額。この場合において、(ア)に掲げる場合にあつては10,000円未満を切り上げた額と、(イ)に掲げる場合にあつては年額を200で除したものを47で除して得た額に、取得する特定の都道府県認証局数を乗じて1,000円未満を切り上げた額を日額とし、その日額に取得した期間の日数を乗じた額とする。
イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ1都道府県当たり700円
(3) 公的個人認証法第17条第1項第3号に掲げる者 (2)に定める額
(4) 公的個人認証法第17条第1項第4号及び第5号に掲げる者 (2)に定める額
(5) 公的個人認証法第17条第1項第6号に掲げる者 (2)に定める額
(6) 公的個人認証法第17条第5項第1号に掲げる団体又は機関 (2)に定める額
(7) 公的個人認証法第17条第5項第2号に掲げる団体又は機関 (2)に定める額
- 2 適用期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

熊本県公告第110号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号。以下「条例」という。）第2条第4項の規定により次のお知らせ発行手数料の額を承認したので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本県規則第1号）第5条の規定により公告する。
平成26年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 発行手数料
 条例第2条第1項に規定する電子証明書の発行手数料 1件当たり500円。ただし、次に掲げる再発行又は発行については、0円とする。
 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第3項又は第30条の11第9項の軽微な修正に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
 (2) 担当者（市町村及び指定認証機関の担当者をいう。）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
 (3) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第12条失効があった場合における再発行
 (4) 越県合併の場合における再発行
 (5) 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
 (6) 市町村職員が受付窓口端末を用いて都道府県認証局と導通確認を行う場合において行う次に掲げる再発行又は発行
 ア 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
 イ 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
 (7) 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
 (8) その他利用者の責めに帰することができない事由による失効の場合における再発行
 (9) 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行
- 2 適用期間
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

熊本県公告第111号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験を次のように実施する。
平成26年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 (1) 学科の試験
 平成26年7月6日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 (2) 設計製図の試験
 平成26年9月14日（日） 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
 熊本市
- 3 試験場所
 (1) 学科の試験
 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 (2) 設計製図の試験
 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
 (1) 郵送による受験申込み
 郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成25年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。
 ア 受験申込受付期間
 平成26年3月17日（月）から平成26年3月31日（月）まで
 イ 受験申込方法
 次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。
 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号
 公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 (2) インターネットによる受験申込み
 インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 ア 受験申込受付期間及び受付時間
 (ア) 期間 平成26年3月24日（月）から平成26年3月31日（月）まで
 (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 イ 受験申込方法
 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
 (<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 (3) 受付場所における受験申込み
 過去に二級建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みは、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。なお、受験申込書の受付は、(ア)

- の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。
- ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 公益社団法人熊本県建築士会 2階会議室 熊本市中央区神水一丁目3番7号
 - (イ) 期間 平成26年4月10日(木)から平成26年4月14日(月)まで
 - (ウ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - (4) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成24年若しくは平成25年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成24年度若しくは平成25年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成26年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを添付することにより行う。
 - 5 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成26年6月13日(金)頃、受験有資格者に発送する。
 - 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験

平成26年8月26日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験

平成26年12月4日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - 7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
 - 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成26年6月11日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第112号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成26年木造建築士試験を次のように実施する。
平成26年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験

平成26年7月27日(日) 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験

平成26年10月12日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地

熊本市
- 3 試験場所
 - (1) 学科の試験

東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - (2) 設計製図の試験

崇城大学 熊本市西区池田四丁目22番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成25年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間

平成26年3月17日(月)から平成26年3月31日(月)まで
 - イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
 - (ア) 期間 平成26年3月24日(月)から平成26年3月31日(月)まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法

- 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (3) 受付場所における受験申込み
過去に木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みは、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。なお、受験申込書の受付は、(ア)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。
- ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
(ア) 公益社団法人熊本県建築士会 2階会議室 熊本市中心区神水一丁目3番7号
(イ) 期間 平成26年4月10日（木）から平成26年4月14日（月）まで
(ウ) 時間 午前10時から午後5時まで
- (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成24年若しくは平成25年に行った試験の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成24年度若しくは平成25年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成26年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを添付することにより行う。
- 5 受験票の交付
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成26年6月13日（金）頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
平成26年9月9日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成26年12月4日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成26年6月11日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

登載依頼

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年3月4日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成26年3月18日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県南広域本部八代地域振興局 5階 大会議室 （八代総合庁舎5階）
- 3 議題
(1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
(2) 第6次八代地域保健医療計画の本年度の取組みについて
(3) 熊本総合病院の地域医療支援病院名称使用承認について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において受付のうえ、事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話0965-33-3197）

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成26年2月21日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成26年3月18日（火）
午後2時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
(1) 後発医薬品に関する報告事項について
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
電話 096-383-1111（内線7164）